

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

新株予約権の行使等に伴う上場手数料の引下げに係る
「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場手数料等に関する規則」の一部改正を行い、平成18年1月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、上場会社が新株予約権の行使等によって新たに株券を発行する際に、その発行総額に基づいて当取引所が追加的に徴収している上場手数料について、その料率の引下げを行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

新株予約権の行使及び優先株の普通株への転換により新たに発行する株券の上場に係る手数料の料率を「発行総額の万分の1」とする。

（ 備 考 ）

・上場手数料等に関する規則第2条第1項及び第2項

2. 施 行 日

平成18年1月1日から施行し、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料から適用する。

以 上